

令和7年度 研修を軸とした不妊治療と仕事の両立に関する普及啓発事業  
企画提案募集要項

1 業務の目的

兵庫県では、県内企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進、多様で柔軟な働き方による、誰もが働きやすい職場環境づくりの一環として、「不妊治療と仕事の両立」に関する支援を推進している。県民が安心して不妊治療を受けられる社会の実現に向けて、全国初の「不妊症等に関する支援推進条例」（令和7年7月1日施行）を制定し、仕事と不妊治療の両立支援の推進を重要テーマと定め、不妊症等に関する理解の促進、支援に係る環境整備に取り組んでいる。

近年、働きながら不妊治療を受ける方は増加傾向にあるが、仕事と治療の日程調整の難しさや精神面での負担、職場環境などの原因により、両立が困難となり退職や転職、もしくは治療を諦めるなどの実態がある。一因として、経営者、従業員ともに不妊治療の実態や配慮の方法の知識が乏しいことなどから、企業内の支援制度の導入や利用が進まないことが考えられる。

そこで、本事業において企業の規模に関わらず、企業がいつでも閲覧、活用できる研修動画を作成・広報を行うことで、県内企業への普及啓発、上司や同僚など職場での「不妊治療と仕事の両立」に関する理解を促進するとともに、通院に必要な時に取得できる休暇、フレックスタイム等の制度導入、相談窓口の設置、上司等に相談しやすい職場環境づくりなど、不妊治療支援の取組を行う企業の増加を目指す。

2 業務委託の対象者

企画提案競技に応募できる者は、次のすべての要件を満たす者とする。

- (1) 法人その他の団体又は個人事業主であって、業務を適切に遂行できる能力を有すること。
- (2) 提案する業務が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可、指定等を受ける必要がある場合には、当該免許、許可、認可、指定等を受けていること。
- (3) 次のいずれにも該当しないこと。
  - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による県の一般競争入札の参加者の資格制限を受けている者
  - イ 応募図書を受付期間において、県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者
  - ウ 県が賦課徴収する県税又は消費税・地方消費税を滞納している者
  - エ 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更正手続開始の申立て、和議法（大正11年法律第72号）に基づく和議開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
  - オ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者
  - カ 暴力団または暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある者

3 事業概要

- (1) 委託内容  
別添仕様書のとおり
- (2) 委託期間

委託契約締結日から令和8年3月31日までとする。

(3) 事業費

6,500,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）を上限とする。

4 応募

(1) 応募期間

令和7年7月28日(月)～令和7年8月20日(水)までの間（土・日除く）の各日  
午前9時から午後5時まで

(2) 提出方法

応募図書は、持参もしくは郵送にて提出すること。なお、郵送による場合は、事前に電話等により事務局に連絡したうえで、令和7年8月20日(水)午後5時までに事務局に到着するよう提出すること。

(3) 提出部数

正本1部、副本10部

(4) 募集要項の内容に関する質問及び回答

ア 受付期間

令和7年7月28日(月)から令和7年8月4日(月)までの間（土・日除く）の各日

午前9時から午後5時まで

イ 提出方法

質問書（様式第5号）を持参、電子メールまたはファックスにより事務局に提出する。

※メールまたはファックスの場合は、提出後電話により到着を確認すること。

ウ 質問に対する回答

令和7年8月6日(水)に質問者に回答する。

(5) 応募図書

ア 応募申請書（様式第1号）

イ 提案者概要（様式第2号）

ウ 企画提案書（様式任意）

エ 実施体制計画書（様式第3号）

オ 経費積算見積書（様式第4号）

カ その他提案内容を説明する書類

キ 添付資料

(ア) 会社概要等提案者の概要を説明する書類

(イ) 納税証明書（2種類：提出の日において発行から3ヶ月以内のもの）

①消費税又は地方消費税に滞納のない証明

国税所管：税務署（納税証明書「その3の2」もしくは「その3の3」）

②全ての県税に滞納のない証明

地方税（都道府県）所管：兵庫県内県税事務所（「納税証明書（3）」）

(6) 費用負担

応募図書の作成及び提出に要する経費は、応募者の負担とする。

(7) 応募図書の取扱い

応募図書は、本審査のみに使用し、応募者には返却しない。

## 5 審査

- (1) 実施日 令和7年8月26日(火)
- (2) 実施場所 兵庫県庁西館2階 産業労働部会議室
- (3) 実施方法

- ア 出席者は4名以内とする。出席者登録票〔様式第6号〕により8月20日(水)午後5時までに報告すること。
  - イ 1応募者当たりの持ち時間は35分(説明15分、質疑応答20分)とし、後日連絡する時間配分・時間割により行うものとする。
  - ウ 事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加の資料の配布は原則認めない。
  - エ 審査については、実績や運営体制等から当該業務を問題なく遂行できるかを総合的に判断する必要があるため、業者名は伏せないで行う。
  - オ 説明にパワーポイントを使用する場合は、事前に事務局に連絡し、電子メール等でデータを送付すること。
  - カ 応募多数の場合は、応募図書に基づいて事前審査し、審査会出席について応募者に通知する。
- ※ 応募状況等により、実施日時、実施場所、実施方法を変更する場合がある。その場合は、参加希望者に別途通知する。

### (4) 審査方法

企画提案競技審査会(以下「審査会」という。)を設置し、以下のア～エの項目について審査のうえ、優秀な提案を行った応募者の業務を委託する者として選定する。

なお、必要に応じて、応募者に対して応募図書の内容の確認、追加書類の提出を依頼することがある。

また、当審査会では、応募者に出席を求め、ヒアリングを行うこととする。(ヒアリングの日時等については、別途応募者に連絡する。)

持ち回りにより審査を行う場合は、委員からの質疑を別途応募者に照会することとする。

#### ア 信頼性

- ・事業の趣旨・目的を理解しているか
- ・適切な支援を行える高いスキルを持った人材が確保されているか
- ・関係機関と適切に連携・調整を行う機能を有しているか

#### イ 実行性

- ・円滑かつ適切に実施できる体制が整っているか
- ・これまでの活動実績を十分に活用することが見込まれるか
- ・事業実施に向けて、現実的なスケジュールとなっているか

#### ウ 創造性・独自性

事業実施の工夫や提案等がなされているか

#### エ 効率性

事業の実施にあたって、より効果の高い方法を用いているか

### (5) 審査結果通知

審査結果は、事務局から応募者全員に文書で通知する。なお、審査の経過についての問い合わせには応じられない。

### (6) 失格

直接または間接に公平な審査に支障を来した場合、失格とすることがある。

## 6 業務内容等

- (1) 県は、業務を委託する者として選定された者（以下「委託事業候補者」という。）と応募図書の内容や審査結果等をもとに、協議の上で詳細を決定し、委託契約書により契約を締結する。その際、審査会での審査・協議を踏まえ提案内容の一部修正を求めることがある。
- (2) 委託事業候補者は、（1）の協議・調整をした業務の内容を記載した業務計画書を県に提出すること。なお、業務の実施にあたっては、業務計画書、委託契約書及び業務委託仕様書に従うこと。
- (3) 審査結果の通知後契約締結までの間に、委託事業候補者が入札参加者資格制限に該当した場合又は県から指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。
- (4) 委託事業候補者は、委託業務の実施に関して、仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合には、県と協議し、その指示に従うものとする。

## 7 事務局

兵庫県保健医療部健康増進課 保健・栄養指導班 谷・居内  
〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
電話： 078-341-7711（内線73812） ファックス： 078-362-3913  
E-mail：kenkouzoushinka@pref.hyogo.lg.jp